（１）要介護認定申請にかかる10連休の対応について（新規・区分変更）

長寿介護課　認定係

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

日程

4月25日(木)、26日(金)、5月7日(火)

対象者

①5月1日からの有効期間に対する区分変更

②事業対象者の要介護認定新規申請

③その他、特別な事情のある方

（2）第2号被保険者の申請について

長寿介護課　認定係

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

第2号被保険者の申請に健康保険証（コピー）の提出が不要になりました。

注意点

①申請書に記号番号等の記入は必要です

②資格者証は**後日、郵送**になります

③新規・更新（本人） → 本人確認する場合あり
新規（代行申請） → 委任状が必要です
更新（代行申請） → 被保険者証あれば、委任状は不要

●ＧＷの５月１日付け申請の前受け・後受け期間について

４月 27 日から５月６日までのＧＷ期間中、窓口での申請書受付は行いません。５月１日付けでの申請が必要な方に関しては、下記の日程で申請の前受け・後受けを行います。下記の日程、対象者以外に関しては、原則申請書を受け付けた日が申請日となりますのでご注意ください。

日　程：４月 25 日（木）、26 日（金）、５月７日（火）
対象者：①平成 31 年（2019 年）５月１日からの有効期間の認定に対して、区分変更申請を出す方
②総合事業の利用者で新規申請を出す方
③その他、利用者の特別な事情により必要な方
※郵便で申請書をお送りいただく場合は、付箋等で５月１日付けの申請である旨をお知らせください。

●第２号被保険者申請時の健康保険被保険者証コピーの添付について

これまで、第２号被保険者の方の申請の際には、健康保険被保険者証のコピーをいただいておりましたが、マイナンバーでの情報連携が可能になったことから、提出が不要になりました。

注意点

・申請書の２号被保険者記入欄には、医療保険者名・保険証記号番号の記入が必要です。未記入の場合や誤りがあった場合にはマイナンバーでの照会ができないため、正確に記入してください。
・申請後、マイナンバーで照会をかけ健康保険の資格確認をするため、資格者証はその場では発行せず、後日のお渡しになります。新規申請の方以外でその場での発行が必要な場合は、従来どおり健康保険被保険者証のコピーを添付してください。
・新規申請の方に関しては、介護保険被保険者証をお持ちでない為、身分確認書類として健康保険被保険者証の確認させていただくことがあります。